

24920 - 1623

平成22年12月15日

経済産業大臣 大 畠 章 宏 様

宮崎県知事 東 国 原 英 夫

「塚原発電所更新計画に伴う環境影響評価方法書」に対する意見
について

このことについて、環境影響評価法第10条第1項及び電気事業法第46の
7第1項に基づく環境の保全の見地からの意見は、別添のとおりです。

(文書取扱 環境管理課)

塚原発電所更新計画に伴う環境影響評価方法書に係る知事意見

<総括的事項>

今後、環境影響評価準備書を作成し縦覧に供するわけであるが、準備書の縦覧は、環境保全措置につき住民への周知を図る重要な機会となる。

このため、準備書については、記載内容が誰にでも的確に読み取れるよう、正確かつ適切なデータ、用語及び表記等を用いるとともに、簡潔、丁寧、かつ理解しやすい記述となるよう努めること。

<個別的事項>

- 1 土壌に関しては自然由来の有害物質が含まれている場合があり、また、当該更新計画に係る形質変更は土壌汚染対策法の届出が必要となる可能性があるため、事業者による過去の周辺土壌の調査結果、あるいは新たな自主調査結果により、搬出対象となる土壌の状態を確認し、準備書に明記すること。

また、汚染が認められる場合には、汚染除去等の措置につき、併せて準備書に明記すること。

- 2 新たな放水口からの放水が魚類及び底生動物の生息・移動に与える影響について考慮し、予測・評価をすること。

また、200mの減水区間については、魚類、底生動物及び水生昆虫類調査を行うとされているが、減水による影響の予測・評価を行ったうえで、河川生態系への影響を考慮し、必要に応じて、調査対象種の餌となる植物の生育環境等、調査項目の追加等を検討すること。

- 3 民家が隣接する当該地域特性を勘案したうえで、供用時の騒音・振動の影響及び建設機械の稼動に係る大気質（窒素酸化物）の影響について、調査・予測・評価項目として選定しない具体的な理由を準備書において明らかにすること。

また、必要があれば、調査項目の追加等を検討すること。

- 4 動物については、工事用資材の搬入等、及び建設機械の稼動に係る影響は項目として選定されていない。しかし、鳥類の現地調査の結果、事業実施区域及びその周辺において猛禽類等の希少な動物種の生息・繁殖が確認された場合は、造成工事だけでなく工事用資材等の搬出入、建設機械の稼動による影響についても考慮して予測・評価を行うとともに、繁殖つがいの行動圏等の調査を行い、影響を評価すること。